



# れんごう茨城

2018年5月16日

No.118

発行 日本労働組合総連合会  
茨城県連合会  
(連合茨城)

発行人・高木 英見 / 編集人・綿引 哲也  
〒310-0022 水戸市梅香 2-1-39  
TEL 029(231)2020 / FAX 029(227)8610

ホームページアドレス  
<http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/ibaraki/>

## 連合茨城第89回茨城県中央メーデー開催!

### 働く仲間の輪を広げ、 安心社会の実現をめざそう!



茨城県児童福祉支援カンパ



冒頭挨拶 (内山裕メーデー実行委員長)



デモ行進



団結ガンパロー



プラカードコンテスト作品



こども広場

4月28日(土)午前10時から、三の丸庁舎広場において、連合茨城第89回茨城県中央メーデーを開催しました。冒頭、主催者を代表して挨拶に立った内山裕メーデー実行委員長(連合茨城会長)は、「私たち連合茨城は『働くことを軸とする安心社会の確立』をめざし、すべての労働者の賃金など労働条件の『底上げ・底支え』『格差是正』の実現を確かなものにするために、取り組みの前進をはかります。また『働く者のための働き方改革』が実現するよう政治活動も強化していきます。すべての働く仲間の幸せのために今後とも努力していきます」と、働く仲間の祭典・メーデー開催への思いを述べました。

来賓紹介の後、民進党茨城県連代表、希望の党代表、社民党茨城県連代表からあいさつを頂きました。その後、スローガン・メーデー宣言が満場の拍手によって採択されました。

また、メーデーにちなんだプラカードコンテストを行い、数々の力作の中から、最優秀賞にはJR総連が選ばれました。会場では、茨城県の児童福祉支援のカンパ活動を行い、93,445円が集まりました。

最後に小島実行委員長代行による団結ガンパローにて閉会し、式典後は、会場から水戸京成百貨店まで横断幕や組合旗、プラカードを掲げ、シュプレヒコールを上げながらデモ行進を行いました。

# 第89回 地域・地区メーデー

日程

地域(地区)	開催日時	会場
北茨城	4月21日 土 10:00	高浜スポーツ広場(高萩市)
	4月21日 日 10:00	日立シビックセンター新都市広場(日立市)
常陸野	4月21日 土 10:00	石川運動ひろば(ひたちなか市)
	4月21日 土 10:00	まいん(大子町)
中央	4月22日 日 10:00	千波公園「ハナミズキ広場」(水戸市)
	4月22日 日 10:00	生涯学習センター「ペアアノ」(筑西市)
鹿行	4月21日 土 10:00	神栖中央公園西芝生広場(神栖市)
土浦	4月22日 日 9:30	霞ヶ浦総合公園多目的広場(土浦市)
県南	4月22日 日 10:30	龍ヶ崎ふるさとふれあい公園(龍ヶ崎市)(稲敷市)
県西	4月21日 土 10:30	ベルフォーレ「坂東市民音楽ホール」(坂東市)



北茨城・高萩



日立



常陸那珂



鹿行



水戸



土浦



水戸



県南



下館



県西

すべての労働者の立場にたって働き方を見直そう！  
「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲ！

## 連合茨城「地場共闘センター」情報

TEL:029-231-2020 FAX:029-227-8610 Eメール: info@ibaraki.jtuc-rengo.jp

**No.2**

宛先：地場共闘組合・構成組織・各地域協議会

発信者：高木・綿引

2018年4月26日(木)

連合茨城2018年春季生活闘争 回答妥結額 5,072 円 (賃金改善分 1,501円)  
茨城県内の賃上げの流れは維持される!!

### 1. 連合茨城 2018 年春季生活闘争回答妥結額 NO. 2 (4月25日集計分)

- (1) 賃金関係 ① 要求組合数 …………… 71 組合  
② 回答妥結数 …………… 46 組合

【業種別集計】

業種別	2018年 集計組合		2018年 回答額(加重平均)			昨年対比 計①-②	2017年 回答額(加重平均)		
	組合数	人員	計①	定昇分	賃金改善① (賃金改善①-②)		計②	定昇分	賃金改善②
計	46 /82	4,840 人	5,072円 1.92%	3,571円	1,501円 ベア 755円 (対比 470円)	▲42円 ▲0.05ポイント	5,114円 1.97% 77組合8,513人	4,083円	1,031円 ベア 457円
製造	26 /38	3,741 人	5,343円 2.03%	3,615円	1,728円 ベア 859円 (対比 527円)	▲99円 ▲0.13ポイント	5,442円 2.16% 34組合4,298人	4,241円	1,201円 ベア 595円
商業・流通	2 /7	546 人	4,919円 1.80%	3,936円	984円 ベア 984円 (対比 ▲287円)	198円 0.04ポイント	4,721円 1.76% 5組合1,919人	3,450円	1,271円 ベア 343円
交通・運輸	2 /3	97 人	3,340円 1.55%	1,361円	1,979円 ベア ー円 (対比 164円)	▲139円 ▲0.18ポイント	3,479円 1.73% 4組合192人	1,664円	1,815円 ベア 1,815円
その他 ※下記以外	1 /12	16 人	4,500円 1.64%	0円	4,500円 ベア ー円 (対比 4254円)	▲1,143円 ▲0.62ポイント	5,643円 2.26% 13組合1,391人	5,397円	246円 ベア 94円
自動車学校	14 /19	210 人	5,875円 2.05%	5,861円	14円 ベア 14円 (対比 ▲2,183円)	183円 0.12ポイント	5,692円 1.93% 17組合266人	3,495円	2,197円 ベア 842円
電気・ガス	1 /3	230 人	641円 0.25%	641円	0円 ベア ー円 (対比 ー円)	▲817円 ▲0.27ポイント	1,458円 0.52% 3組合373人	1,458円	0円

※ 2018年と2017年で集計対象組合が異なるため、「定昇分」と「賃上げ分」の昨年対比は整合しない。

### 2. その他

これまでの速報は連合茨城のホームページから確認できます。↓↓↓

[http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/ibaraki/\\_shuntou/shuntou\\_jouhou.html](http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/ibaraki/_shuntou/shuntou_jouhou.html)

日本労働組合総連合会茨城県連合会 (連合茨城)

電話：029-231-2020 FAX：029-227-8610

Eメール：info@ibaraki.jtuc-rengo.jp

扱い：事務局長 高木 英見 / 副事務局長 綿引 哲也

## 社会に拡がる2018春季生活闘争へ

### ～茨城経協との定期懇談会を開催～



2月9日（金）15時30分から水戸市・三の丸ホテルにおいて、茨城県経営者協会との定期懇談会を行いました。

連合茨城からは内山会長はじめ副会長・担当執行委員・地協議長ら17名、茨城経協からは鬼澤会長はじめ副会長、支部長ら18名が出席しました。

両会長あいさつで、連合茨城・内山会長からは「日本全体の漠然とした不安を払拭するために連合が目指しているのは、賃金は上がるものという社会的合意をもう一度日本全体にも定着させたい、という思いがある。これまで築き上げてきた賃上げの流れがさらに大きなうねりとなって、社会全体を巻き込んで、今こそ社会に拡がりのある



春季生活闘争に展開していきたい。」と話がありました。

連合茨城・内山会長から、茨城経協・鬼澤会長へ2018春季生活改善労使交渉等についての要請書を手渡した後、連合茨城綿引副事務局長から要請と課題を提起し、茨城経協からは考え方が明示されました。

意見交換では、①賃上げの必要性について（山田副会長）、②長時間労働の是正について（西條副会長）、③無期転換ルールの周知徹底について（小島副会長）、連合茨城から訴えました。



「すべての働く者の底上げ・底支え、格差是正が不可欠」と山田副会長（電機連合）



「働き方の見直し等、労使で積極的に進めていかなければならない」と西條副会長（電力総連）



「無期転換ルールは労働者から申請があった場合に適用されるので、正しく知ってもらう必要がある」と小島副会長（UAゼンセン）

最後に、連合茨城・茨城経協がともに諸課題について取り組んでいくことを確認し閉会しました。

## 連合茨城

### 「2018春季生活闘争要求実現3.3総決起集会」開催



連合茨城は、3月3日（土）10時から、茨城県三の丸庁舎広場において、「2018春季生活闘争要求実現3.3総決起集会」を開催しました。

組合員や推薦議員など約1,200名が参加しました。

主催者を代表して連合茨城 内山会長から「連合が目指すのは、賃金は上がるものという社会的合意を、もう一度日本全体に定着させたい。すべての働く仲間

の底上げが図れるよう皆さんと意志結集し、最後まで

粘り強く取り組んでいきたいと思います」と訴えました。

来賓代表としては郡司彰参議院副議長から「労働分配率は下がる一方。労使交渉の結果が労働者全体の底上げ・底支えと繋がる大事な闘いになる。働いた分が正しく配分されるよう求めていこう」と激励の言葉をいただきました。

また、今国会に提出予定の働き方改革関連法案について、連合が強く懸念を示している「高度プロフェッショナル制度の創設」も含まれていることから、「働き方改革の改悪に断固反対する特別決議」を採択したところ。

集会の後は、水戸京成百貨店前までシュプレヒコールを上げながらデモ行進を行いました。

## 連合茨城は雇用・労働行政に関する要請行動を行いました!!

### → 茨城県（3月9日）、茨城労働局（3月7日）

連合茨城は2018春季生活闘争における重要な取り組みの一つとして、茨城県（3月9日）ならびに茨城労働局（3月7日）に対し、雇用と労働行政に関する要請を行い、労働条件の改善に向けた対策について、積極的な取り組みを求めました。

- I. 雇用の安定・確保、雇用創出対策の強化
- II. 労働条件等の格差是正
- III. 政策・制度の実現に向けた取り組み
- IV. ワークルール等の課題への対応について
- V. 男女平等課題の取り組みについて

本音で語ろう!!

# パート・派遣・有期雇用労働者のつどい

2018

2月20日（火）午後6時から茨城県労働福祉会館・大会議室において、連合茨城パート・派遣・有期雇用労働センターの取り組みとして「本音で語ろう!! パート・派遣・有期雇用労働者のつどい」を開催しました。

今回で10回目となるこの取り組みは、他の職場で働く人たちと意見交換を行うことで、パート・派遣・有期雇用労働者が抱える諸問題を共有化し、労働組

合として取り組むべき課題を認識することを目的に開催しています。

当日は、それぞれが抱える厳しい現状をもとに、活発なグループディスカッションが行われました。また、各産別のご協力により、初参加の組合員が増え、つどいの裾野が着実に広がっています。

## 参加者からの主な発言

- ・長年勤めているのに全く賃金が上がらない。
- ・長期休暇の日数に差がある。
- ・仕事内容が同じなのに賃金・一時金に差がある。
- ・忌引きなどの特別休暇がない。
- ・正社員になると勤務地の問題が出てくる。
- ・組合が夏季休暇を要求し日数が増えた。



## 3.8国際女性デー

～バラを配ってアピール～

1857年、ニューヨークの被服工場で火災が起き、劣悪な労働環境のもと働いていた女性たちがたくさん亡くなりました。そのことをうけ、3月8日に女性たちが低賃金・長時間労働に抗議を行ったことが国際女性デーの起源となっています。

以来、この日は“女性の政治的自由と平等のために行動する記念日”と位置付けられ、女性の尊厳・人権の確保を表す「バラ」と、賃金・労働条件の向上を表す「パン」をシンボルに、世界各地で様々な取り組みが行われています。

連合茨城では、水戸駅北口において、女性委員会・青年委員会・マックユニオン・事務局の27名で、国

際女性デーのシンボルである「バラ」とティッシュを配り、市民にアピールしました



あいにくの雨でしたが、笑顔で受け取ってもらえました

女性のための

全国一斉

# 労働相談

職場で悩むあなたを応援します!

6月15日金～16日土

午前9時～午後7時

- ◎ 同僚や後輩からの悪口はパワハラにならない?
- ◎ 長年、契約更新を繰り返してきたのに突然「更新しない」ってアリなの?
- ◎ パートタイマーは有給休暇が取れないの?

ひとりで悩んだり、我慢したりせずに  
連合茨城フリーダイヤルへ。

いこうよ れんごうに  
0120-154-052



**Q** 採用が決まったけど、細かい労働条件がわからない。どうすればいい？

**A** 採用が決まったら、労働契約が成立したことになります。労働契約は口約束でも成立しますが、労働契約を結ぶ時に、会社は労働者に一定の労働条件が記載された書面を交付しなければなりません。トラブルを回避するため、採用が決まったら必ず書面での交付を求め、労働条件をきちんと確認しましょう。



**Q** 入社2カ月前に突然、内定取り消しの連絡が…。納得いかないけど、受け入れるしかないの？

**A** 内定を取り消すためには、社会通念上やむをえないと認められる事由が必要です。例えば、学校を卒業できなかったり、履歴書などに重大な虚偽記載がある場合は認められることがあります。たとえ、業績の悪化が理由だとしても、経営努力をせずに内定を取り消すことは認められません。なぜ内定取り消しになるのか、説明を求めましょう。

**Q** 3カ月間は試用期間だと言われた。正式採用じゃないから、解雇されても仕方ないの？

**A** 試用期間とは、人材の適性を確かめた上で本採用するかどうかを決めるための期間ではありますが、「期間の定めのない雇用契約」が成立しており、自由に解雇することはできません。解雇が認められる場合は勤務成績や勤務態度の不良などによる合理的理由が存在し、社会通念上相当と認められる場合に限りです。



いよいよ6月から  
新卒者の採用選考がスタート。  
無用なトラブルに巻き込まれないよう、  
就活前にワークルールを  
しっかり覚えておきたいね！



働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめました。連合HPで掲載中！ぜひ活用ください。



厚労省も後援！  
**ワークルール検定**



**WR 検**  
ワークルール検定

**ワークルール検定とは**

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合先

(一社) 日本ワークルール検定協会 ☎ 03-3254-0545  
<http://workrule-kentei.jp/index.php>



**Q** 上司がなにかと身体を触ってくる。同僚に相談しても「悪気はないよ」と言われるだけ。私はすごく嫌なのですが、ガマンするしかないの？



**A** 相手の意に反して性的な言動を行い、そのことで労働者が不利益を被ったり、働く環境を悪化させられたりすることを、セクシュアルハラスメント（セクハラ）といいます。不快に感じたらガマンせず、「やめてください」とはっきり意思表示しましょう。

男女雇用機会均等法では、事業主がセクハラ防止のための適切な配慮をすることを義務づけています。もし会社に相談しても適切な対応がなされなかったら、労働組合や都道府県労働局雇用環境・均等部（室）などに相談してください。その際、日時、場所、具体的なやりとりの詳細等を証拠として残しておくことが大切です。

**Q** 職場の人が性的な冗談を言ってきたり、容姿、身体のことからかってくる。これもセクハラなのかな？



**A** 身体に直接触れなくても、性的な噂を流したり、身体的なことをからかったり、わいせつな写真などを見せたりする行為はセクハラにあたる可能性があります。また、異性だけでなく、同性からの行為もセクハラになります。職場のセクハラは、個人の問題ではすまされない問題です。苦痛を感じるときは、会社の相談窓口や労働組合などに相談しましょう。



**Q** 妊娠したことを上司に伝えたら、「仕事を続けるつもり? 迷惑なんだけど」と言われた。もう、辞めるしかないの？

**A** 妊娠・出産を理由とする解雇・雇止めや、職場で精神的・肉体的なハラスメントを受けることをマタニティハラスメント（マタハラ）といいます。

法律では、妊娠や出産を理由として労働者に不利益な取り扱いをすることを禁止しており、働き続ける意志がある限り退職する必要はありません。辞める意思がないことをはっきりと伝え、労働組合などに相談しましょう。



みんなの職場で、セクハラやマタハラに悩んでいる人はいないかな？ ハラスメントのない、働きやすい職場をつくらう！

働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめました。連合HPで掲載中！ぜひご利用ください。



厚労省も後援！  
ワークルール検定に挑戦しよう  
次回は11月23日(水・祝)予定



ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

このページは連合HPでも配信中！  
皆さんもお使いください。

問合先 (一社)日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545  
<http://workrule-kentei.jp/index.php>

# 労働相談事例から

No.7

## — ハラスメントで退職を余儀なくされた —

上司のパワハラなどによって退職させられたという相談が最近、多く寄せられています。暗に希望退職届を書くようにパワハラ(嫌がらせ等)、セクハラで強要したり、パートさんなどには勤務時間などを一方的に減らして賃金を引き下げて退職を迫るようなやり方です。今回は上司からのいじめで退職せざるを得なかった勤続10年の女性の方からの相談です。



### 相談内容

### Consultation

上司のパワハラに悩んでいたので会社の相談窓口で苦情を申し立てたところ、今まで以上に上司は逆恨みをして他の社員に聞こえるように怒鳴り、仕事をさせない、など嫌がらせを受けました。自分としてはこのようなパワハラに耐えられなくなり、退職をすることにしました。パワハラによる退職は、3か月間の給付制限を受けないで雇用保険を受給できると聞きましたが、どうすればよいですか。

### 対応内容

### Correspondence

職場での上司・同僚等によるパワハラによって退職した事が認定された場合、特定受給者となります。給付制限を受けないで一週間後ぐらいに雇用保険が支給されます。解雇、倒産、合理化などによる退職と同様に「特定受給資格者」として扱われます。ただ、ハローワークの認定が必要になるのでイジメ、嫌がらせ等の証拠を収集しておく必要があります。勤務時間などを一方的に減らして不利益な取り扱いをした場合は特定受給資格者として認定されます。厚生労働省はパワハラについて6つ類型を定めています。

参考にしてください。

- 身体的な攻撃(たたく、殴るなどの暴力行為)
- 精神的な攻撃(同僚などの前で叱責、罵倒される)
- 人間関係からの切り離し(ひとりだけ別室に移される)
- 過大な要求(他の仕事まで押し付けられて皆は帰ってしまった。)
- 過小な要求(事務職なのに毎日、草むしりばかりやらされている)
- 個の侵害(交際相手を執拗に聞かれる。家族の悪口を言われる)

## 5月～8月のおもな日程

## Main Schedule

5月19日 田	13:00	しあわせセンター法律相談
5月22日 四		第7回三役・執行委員会
5月26日 日	10:00	スポーツ交流ボウリング大会
5月29日 四	13:00	2018年政策・制度討論集会
5月31日 六	13:30	茨城労働局「雇用における男女平等に関する」要請
5月31日 六	17:30	男女がともに働きやすい職場・社会の実現に向けた街宣行動
6月1日 日	14:00	第1回組織対策専門委員会
6月15日 金		女性のための全国一斉労働相談
6月16日 土		
6月16日 土	13:00	しあわせセンター法律相談
6月21日 四		第8回三役・執行委員会
6月23日 日		平和行動 in オキナワ
6月25日 月		

7月7日 田		第1回構成組織代表者会議
7月18日 四		第2回地協二役会議
7月21日 日	13:00	しあわせセンター法律相談
7月22日 月		連合茨城海外交流「ベトナム交流団」
7月27日 金		
8月4日 日		平和行動 in ヒロシマ
8月6日 月		平和行動 in ナガサキ
8月8日 水		
8月10日 金		
8月23日 四		第9回三役・執行委員会

しあわせセンター法律相談は予約制です。  
0120-154-052 へお電話下さい。(相談時間は30分です)